

12月6日

改訂

「労働条件に関する協約」

第2回目の交渉行われる！

会社

ミスマッチで退職する社員が多い。**組合**
希望する全社員が65歳まで働ける場の確保を！

ミスマッチがあって途中でやめるのは良くない。
65歳までは、エルダー制度で当分やっていきたい。

第2回目の交渉（詳細は業務連絡報を）は、『第2章 休職』に関しての、「3、休職者の職場復帰にあたって」から、『第5章 勤務』に関して」までを行いました。

こちらの要求に対して、会社の文書回答は、いずれも

現行の制度で妥当と考えており、変更する考えはない。

に留まっていますが、何点かについて引き続きの議論を確認してきました。

< 組合側 >



< 会社側 >

- 休職者の職場復帰にあたっての、具体的な考え方は？
 - ◆ メンタルヘルスのケアが求められている。個別の事象をどう解決するのか？
 - ▲ 職制の中身含めては労働条件に関わる部分、協議を！
 - ★ 勤務に関して、労基法は安心して働き続けられる環境の確保が趣旨である。勤務指定発表前の16項目による変更が常態化している。
- 復帰にあたっては、方式があるわけではない。考慮し状況を見て判断している。
 - ◆ 環境整備など、復帰に向けたプログラムを色々やっていきたい。
 - ▲ 提起があれば、議論していきたい。
 - ★ ルールを決めた以上は、きちんと運用することが大切。守らせる指導をしていきたい。